

竹原市測量・建設コンサルタント等業務指名業者等選定要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 資格の審査及び認定（第3条・第4条）

第3章 指名業者の選定（第5条―第7条）

第4章 随意契約の相手方の選定基準（第8条）

第5章 選定手続き（第9条―第12条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

**第1条** 竹原市契約規則（昭和59年竹原市規則第5号。以下「契約規則」という。）の規定に基づき、竹原市が発注する測量・建設コンサルタント等業務の委託契約を締結する場合の指名競争入札に参加する者及び随意契約の相手方とする者の選定等については、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）業務委託 竹原市測量・建設コンサルタント等業務発注要綱（平成12年竹原市告示第18号）第2条に規定する業務をいう。
- （2）指名業者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の12第1項の規定により指名競争入札に参加させるため指名する者及び指名による企画競争等に参加させるために指名する者をいう。
- （3）市内業者 本店又は主たる事務所、営業所（他の営業所等を総括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所で、業務に関する法令に基づく登録がなされているもので、営業の実態を備えたもの）を竹原市内に有する者をいう。

第2章 資格の審査及び認定

（資格審査）

**第3条** 竹原市測量・建設コンサルタント等業務発注要綱（平成12年竹原市告示第18号）第3条本文の資格は、建設工事等入札参加資格審査要綱（平成29年竹原市要綱第57号。以下「資格審査要

綱」という。)によるものとする。

(資格者名簿)

**第4条** 指名業者又は随意契約の相手方(以下「指名業者等」という。)は、原則として資格審査要綱第10条第1項による入札参加資格者名簿に登録された者のうちから選定する。

2 公募型指名競争入札方式による場合の資格の審査、認定及び選定の基準等については、市長が別に定める。

### 第3章 指名業者の選定

(選定基準)

**第5条** 指名業者の選定は、委託業務の適正な実施を確保するための遂行能力を重視するとともに、経済性及び効率性を考慮して、公正かつ厳正に行うものとする。

2 指名業者は、委託業務の分野に応じて、該当する業務部門の資格の認定を受けている者(以下「資格者」という。)のうちから選定するものとする。また、委託業務の要素又は構成に応じて次の各号によるものとする。

(1) 委託業務がそれぞれ異なる業務部門に該当する要素を複合したものである場合、当該委託業務の受託者等は、その要素のうち主要な要素が該当するすべての業務部門の資格者でなければならない。

(2) 委託業務又はその単一の構成要素が複数の業務部門に該当する場合、その受託者等は、該当するいずれかの部門の資格者であればよいものとする。

3 指名業者は、当該業務が属する業務分野(複数の分野にまたがる業務の場合は設計金額の構成割合が最も大きい分野とする。以下同じ。)の年間平均実績高が当該発注業務の請負対象設計金額以上の資格者のうちから選定するものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときはこの限りでない。

4 選定する指名業者の数の標準は、別表のとおりとする。

5 前4項に定めるもののほか、指名業者の選定は、発注しようとする業務の将来予想される全体の業務量や業務内容及び発注業務の予定金額等を踏まえ、次に掲げる事項を総合的に勘案して行なわなければならない。

(1) 地理的条件

(2) 不誠実な行為の有無その他の信用状態

(3) 経営状況

(4) 過去の受注実務の成果に対する評価

- (5) 手持業務の状況
- (6) 当該業務遂行についての技術的適性
- (7) 安全管理及び労働福祉の状況
- (8) 当該業務遂行についての経験
- (9) 技術者の状況
- (10) 関連業務の実施状況

6 入札前において、現に指名している資格者について前項各号に掲げる事項に関し不適正な事実が生じた場合には、当該資格者の指名を取り消すものとする。

(発注金額による等級区分)

**第6条** 等級区分を行った業務分野の指名業者の選定に当たっては、発注業務の分野に応じて、資格審査要綱第9条第3項に規定する発注標準金額に対応した等級を有する資格者から選定するものとする。

(選定基準の特例)

**第7条** 前条の規定を満たし、かつ業務実績等が良好な資格者のうち、次の各号のいずれかに該当する資格者がある場合は、当該資格者を指名することができる。

- (1) 当該業務と継続する従前の業務を現に実施し、又は実施していた者
- (2) 当該業務の対象箇所付近又は同一対象物件で、他の業務を現に実施し、又は同時期に履行する者
- (3) 当該業務と密接な関連のある業務を直近若しくは現に実施し、又は同時期に実施する者
- (4) 市内業者であるもの

2 前項の場合においては、それぞれの場合の事情に応じて、前条の規定による等級によらないことができるものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、第1条に規定する資格者より上位又は下位の等級を有する資格者を指名業者として選定することができる。

- (1) 緊急に施工する必要がある災害復旧工事、維持修繕工事、防災関連工事等に関する設計等を発注しようとするとき。
- (2) 高度又は特殊な業務についてその実施実績を有する者を選定する場合

4 前項の場合においては、それぞれの場合の事情に応じて、第5条第4項の規定による指名業者数の標準によらないことができるものとする。

5 前項までに掲げる場合のほか、業務の内容又は地域の特性等により、市長が特に必要と認めた

ときは、前条に規定する資格者以外の者を指名することができるものとする。

#### 第4章 随意契約の相手方の選定基準

(選定基準)

**第8条** 施行令第167条の2第1項(第8号及び第9号を除く。)の規定に基づく随意契約による場合の契約の相手方の選定については、第5条第1項、第2項、第3項及び第5項の規定を準用する。

2 施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を結ぶ場合であって、市長が特に認めるときは前項の規定は適用しないことができる。

3 施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定に基づく随意契約による場合は、原則として当該競争入札に参加した者のうちから契約の相手方を選定するものとする。

#### 第5章 選定手続き

(選定委員会による審査)

**第9条** 市長が指名業者又は随意契約の相手方の決定に当たっては、竹原市建設工事等入札参加者選定委員会設置要綱(令和元年竹原市要綱第59号)第2条に規定する竹原市建設工事等入札参加者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の審査を経なければならない。

2 前項の審査は、選定委員会において審査を省略する基準を定めることができるものとする。

(指名禁止)

**第10条** 市長は、契約規則第21条及び竹原市建設業者等指名除外要綱(平成29年竹原市告示第26号)に基づき競争入札の参加者の資格除外された者については、その資格除外された期間、指名業者として指名又は随意契約の相手方としてはならない。

(指名回避)

**第11条** 市長は、相当の事由により前条に規定する資格除外に該当する疑いがあると認められる者については、その事由がなくなるまでの期間、指名業者として指名すること及び随意契約の相手方とすることを回避しなければならない。

(その他)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和元年6月1日から施行する。

この告示は、令和8年6月1日から施行する。

別表（第5条関係）

指名業者数の標準	
設計金額	選定業者等
500万円未満	4以上
500万円以上1,000万円未満	6以上
1,000万円以上5,000万円未満	7以上
5,000万円以上	8以上